



2022年2月22日

各 位

会 社 名 インパクトホールディングス株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 福井 康夫  
(コード番号：6067 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 代表取締役副社長 寒河江 清人  
(TEL. 03-5464-8321)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年3月29日開催予定の第18期定時株主総会に付議することを決議いたしました。下記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更

##### (1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  <u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)  <u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。  <u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条</u> 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。  <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。  <u>3</u> 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

(3) 変更の内容

定款変更のための株主総会開催日      2022年3月29日（火）（予定）  
 定款変更の効力発生日                      2022年3月29日（火）（予定）

以上